

# 12月の相談日

日 開催日 時 時間  
所 場所 問 問い合わせ先

## 法律相談（要予約） 1日(木)・15日(木)

時 13:30～16:30  
所 市役所1階 市民相談室  
問 市民生活課 ☎22-1116  
※1月の予約は12月1日から受付。

## 行政相談 13日(火)・27日(火)

時 9:30～11:30  
所 市役所1階 市民相談室  
問 市民生活課 ☎22-1116

## 登記相談 16日(金)

時 14:00～16:00 所 ひまわり会館  
問 市民生活課 ☎22-1116

## 消費生活相談 平日開館

時 9:30～16:30 所 消費生活センター  
問 消費生活センター ☎24-3251

## 特設人権相談 6日(火)・8日(木)

時 13:30～16:00  
所 ひまわり会館1階  
問 人権・男女参画課 ☎22-3094

## 人権相談 20日(火)

時 13:30～16:00 所 ひまわり会館1階  
問 人権・男女参画課 ☎22-3094

## 女性の生き方なんでも相談（要予約）

日 6・13・20・27日 時 13:00～17:00  
日 9日 時 13:00～16:00  
所 市民会館2階 相談室  
問 男女共同参画室分室 ☎22-0361

## 年金相談（要予約） 今月はありません

時 9:00～15:30 所 市商工業振興センター  
問 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511  
※1月の相談日は5日(木)です。相談は1カ月前から電話による完全予約制となっています。

## 健康相談 2日(金)

時 10:00～11:00 所 ひまわり会館  
問 保健センター ☎22-1590

## 栄養相談（要予約） 15日(木)

時 10:00～11:00 所 ひまわり会館  
問 保健センター ☎22-1590

## 子育て家庭教育相談 11日(日)

時 9:00～12:00 所 富岡公民館  
問 教育委員会生涯学習課 ☎22-3391

## 心配ごと相談 5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

時 10:00～15:00  
所 市民会館内社会福祉協議会  
問 社会福祉協議会 ☎23-7288

## 12月の休日・夜間診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、市内の医療機関で受診できます。

### ●休日昼間 午前9時～午後5時

| 日  | 医療機関名      | 所在地  | 問い合わせは   |
|----|------------|------|----------|
| 4  | 玉真病院       | 宝田町  | ☎23-0551 |
| 11 | 富永医院       | 羽ノ浦町 | ☎44-2123 |
| 18 | 松崎内科医院     | 中大野町 | ☎23-5778 |
| 23 | 阿南医師会中央病院内 | 宝田町  | ☎22-1313 |
| 25 | 林整形外科      | 見能林町 | ☎23-6060 |
| 31 | 古川小児科内科医院  | 領家町  | ☎23-3306 |

※市内の休日医療機関は、変更される場合がありますので、阿南市医師会（☎22-1313）までお問い合わせください。

### ●夜間(毎日)の当番 午後5時～11時

市内の医療機関または阿南医師会中央病院内  
※阿南市医師会（☎22-1313）までお問い合わせください。

### ●小児救急医療体制

24時間365日徳島赤十字病院が小児救急患者を受け入れています。  
(事前の電話連絡は不要です。)

## 12月の市税

～市税の納付は口座振替が安全で便利です～

### ■市県民税（第4期）

### ■国民健康保険税（第7期）

納期限は、12月26日(月)です。納め忘れのないようにしましょう。

市税日曜相談窓口（市役所1階納税課・税務課）  
12月25日(日) 8:30～17:00

問い合わせは 納税課（☎22-1792）へ

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| サンアリーナ       | 5・12・19・26・29・30・31日 |
| 那賀川スポーツセンター  | 7・14・21・28・29・30・31日 |
| 羽ノ浦総合国民体育館   | 5・12・19・26・29・30・31日 |
| 羽ノ浦健康スポーツランド | 5・12・19・26・29・30・31日 |

## 人口と世帯数

人口 77,431人（-20） 世帯数 29,487世帯（+22）

（男）37,354人（-3）

（女）40,077人（-17）

※平成23年10月末日現在  
( )内は前月対比

### 編集室の窓

去る10月25日、警察庁から「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」の通達が出されました。自転車通勤をしている私にとって、大変興味深い内容です。通達では、自転車は「車両」であることをすべての人に徹底し、歩道における歩行者優先のルールの遵守や自転車の歩道以外の場所を通行するよう促すとしています。こうしたことはドライバーにも密接に関係します。自転車が車道进行することを前提とした混合交通における弱者優先の予測運転が一層求められます。阿南市内では59件（1月～10月）の自転車事故が発生しています。交通安全を心がけて、よい年をお迎えください。（山田）